

宮浦港におけるビジターバース利用可能施設要領

場 所 (係留施設) 宮浦1号浮棧橋 別紙図面あり

事前提出書類

- 1 係留施設使用許可申請書
記名・押印及び必要事項記載
- 2 船舶検査証書の写し 添付

提出先

香川県香川郡直島町2249番地40
直島町観光協会
電 話 087-892-2299
FAX 087-892-2210

使用料

(業務用)

香川県港湾管理条例により、(料金表別紙)

係留施設(不定期船一係留ごとに)総トン数1トンにつき 5.12円

※ 係留が24時間を超える場合は、24時間までごとに一係留とする。

(プレジャーボート)

係船料

区 分	単 位	ビジターバースとして利用可能な 係留施設に係留する場合
全長10m以下	1隻 1日	1,390円(1,670円)
全長10m超11m以下		1,580円(1,890円)
全長11m超12m以下		1,780円(2,100円)
全長12m超		船舶の長さ1mまでごとに 160円(180円)

※ 1日とは24時間以内をいう。

※ ()内は、県外者が使用する場合の金額

※ プレジャーボートとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶をいう。(業務用船舶は含まない。)

注意事項

- ◇ 利用申込みの受付は、使用する日の3日前までです。なお、3日前までに申込みを行わなかった場合は、施設を利用できません。
- ◇ 係船料は、申請後に直島町観光協会または指定金融機関等で支払ってください。
- ◇ 船舶等の損傷その他の事故による損害については、その責任を負いません。
- ◇ 施設を破損・滅失した場合、利用者はその損害を賠償する必要があります。
- ◇ 周りの迷惑になる行為は禁止します。
- ◇ 船舶に直接波を受けますので、係留には注意が必要です。
- ◇ 当施設では、給水・給電等はできません。

宮浦1号浮棧橋

北緯 34度27分28秒

東経 133度58分25秒

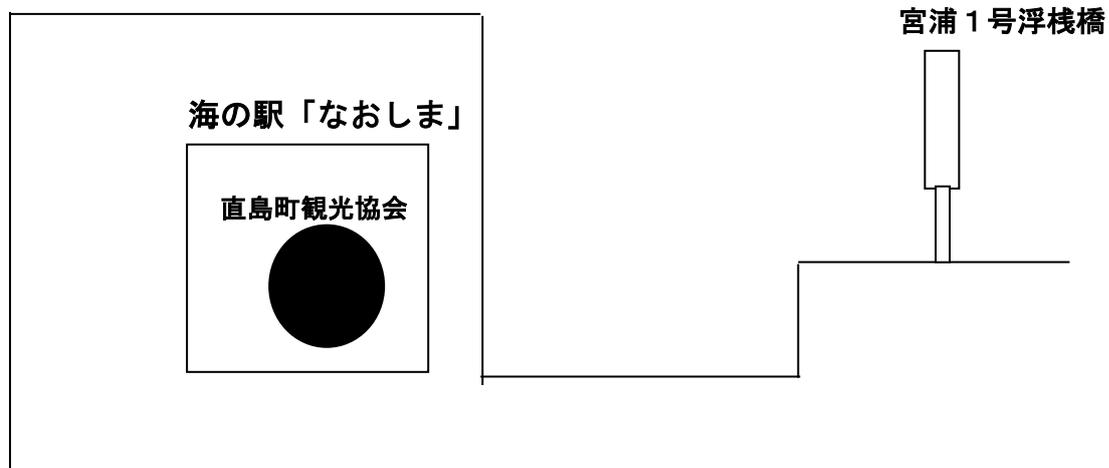


○ 部分に係留可能

宮浦港ビジターバース概要

施設名称	施設所在地	施設延長	申込窓口	所在地	電話番号	申込期限	利用許可の条件等
宮浦1号 浮棧橋	香川郡直島町 宮ノ浦	38m	直島町 観光協会	直島町 2249-40	087-892- 2299	使用する日の 3日前	小型旅客船発着所のため、片側 のみ短時間であれば係船可能

ご利用の手続きは、直島町観光協会（海の駅「なおしま」）で行っています。



お問い合わせ

直島町観光協会 業務時間 8:30~18:00
電話 087-892-2299

係留施設使用許可申請書			
香川県知事 殿			年 月 日
申請者 住 所 氏 名 連絡先 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。			
船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総 ト ン 数		重量トン数	
船 主 名		代理店名	
最大喫水（停泊中）	船首 船尾		
寄 港 地			
揚荷の種類及び数量			
積荷の種類及び数量			
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土、建設残土など土砂の具体的内容を記入してください。

添付書類 船舶検査証書